



平成.25年4月22日

各 位

会 社 名 株式会社アイフィスジャパン 代表者名 代表取締役 大沢 和春 (コード番号:7833 東証マザーズ) 問合せ先 取締役管理担当 野口 祥吾 (TEL.03-6825-1250)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更、 並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成25年4月22日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更、並びに配当予想の修正について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えるため、株式分割を実施することにより投資単位当たりの 金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、2007年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

なお、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条において、上場内国会社は、投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及び維持に努力することが義務付けられております。当社といたしましても今後引き続き企業価値の向上及び株価向上策に取り組み、有価証券上場規程にある投資水準を上回るよう努めてまいります。

2.株式分割の概要

(1)分割の方法

平成25年5月15日(水曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に現在の2分の1となります。

(2)分割により増加する株式数(平成25年4月22日現在)

株式分割前の発行済株式総数51,190 株今回の分割により増加する株式数10,186,810 株株式分割後の発行済株式総数10,238,000 株株式分割後の発行可能株式総数33,920,000 株

上記株式数は、新株予約権の行使によって変動する可能性があります。

(3)分割の日程

基準日の公告日平成 25 年 5 月 1 日 (水曜日)基準日平成 25 年 5 月 15 日 (水曜日)効力発生日平成 25 年 5 月 16 日 (木曜日)

3.ストック・オプション行使価格の調整

株式分割の採用に伴い、ストック・オプション (新株予約権)の目的となる株式についても平成 25 年 5月 16 日以降、次のとおり調整されます。

	調整前			調整後		
	株式数	行使価格	資本組入額	株式数	行使価格	資本組入額
平成 17 年 3 月 25 日 第10回定時株主総会決議	120 株	50,000円	25,000円	24,000 株	250 円	125 円

株式分割に伴う株式数、行使価格、資本組額の調整であり、ストック・オプションの行使に際して出資される財産の総額に変更はございません。

4. 単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数

上記「2.株式分割の概要」の効力発生日である平成25年5月16日(木曜日)をもって単元株制度を 採用し、単元株式数を100株といたします。

(2)新設の日程

効力発生日 平成25年5月16日(木曜日)

(参考) 平成25年5月13日(月曜日)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1)変更の理由

上記「2.株式分割の概要」及び「4.単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年5月16日(木曜日)をもって、当社定款の一部を変更いたします。

株式分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、 附則1を新設いたします。

(2)変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	变更後定款				
第2章 株式	第2章 株式				
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)				
第6条 当会社の発行可能株式数は、	第6条 当会社の発行可能株式数は、				
<u>169,600 株</u> とする。	<u>33,920,000 株</u> とする。				
	(単元株式数)				
(新設)	第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。				
第 <u>7</u> 条 ~ 第 <u>44</u> 条(条文省略)	第 <u>8</u> 条 ~ 第 <u>4 5</u> 条 (現行どおり)				
	附則				
(新設)	1.第6条の変更、第7条の新設及びこれに伴う				
	条文の繰り下げは、平成25年5月16日から効力				
	を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもっ				
	て削除する。				

6.配当予想の修正

当社普通株式 1 株を 200 株に分割することに伴い、株式分割後となる平成 25 年 12 月期の配当予想につきまして、平成 25 年 1月 31 日公表の「平成 24 年 12 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載した 1 株当たり期末配当予想を以下のとおり修正いたします。

なお、本件は、上記「2.株式分割の概要」に伴う期末配当予想の修正であり、平成25年1月31日に公表いたしました1株当たり配当予想及び配当金総額に実質的な変更はございません。

	1株あたり配当金						
基準日	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間		
前回予想 (平成25年1月31日公表)	-	0円00銭	-	800円00銭	800円00銭		
今回修正予想 (株式 200 分割後換算)	-	0円00銭	-	4円00銭	4円00銭		